

「フリーランス新法」の制定を踏まえて 就業機会の提供に関する契約関係を見直します

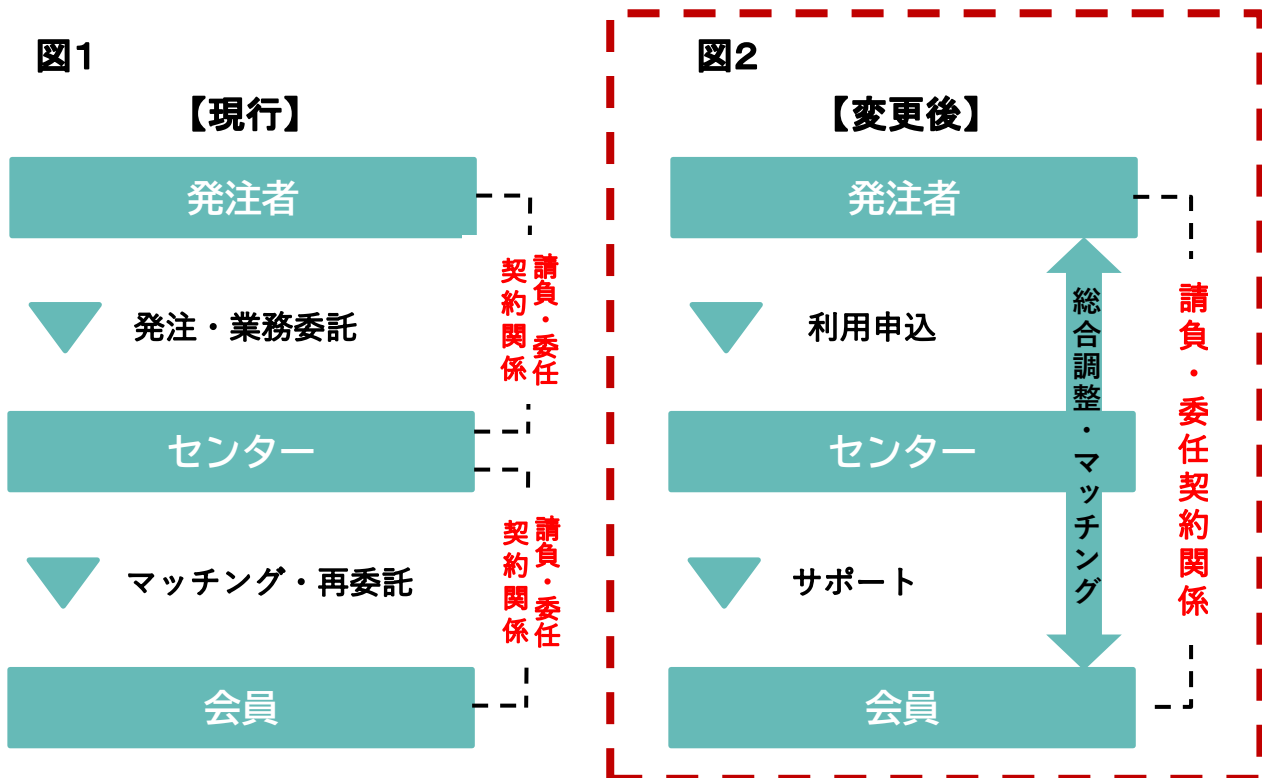
令和5年5月12日に、いわゆる「フリーランス新法」（「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」）が公布されました。この法律（※）の施行（令和6年11月1日）を見据え、シルバー人材センターの会員が請負・委任の形態で就業する契約について、契約方法の見直しを行います。

シルバー人材センターが発注者から受注した仕事を会員に再委託する現行の契約方法は、発注者と会員との間で直接的な契約関係が生じる構造となっております。

このため、会員の皆さまがフリーランス新法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備するため、発注者と会員に直接の契約環境を生じさせる必要があります。特に厚生労働省からも契約方法の見直しを行う方針が示されていて、全国のシルバー人材センターが見直しに取り組んでいます。

会員の皆さまにおかれましては、契約方法の見直しにご理解をお願いいたします。なお、発注者との交渉により、当面、現行の契約方式を継続する場合があります。11月からは個人の発注者、来年4月からは市役所との契約方法の変更を予定しています。

■見直しのイメージ



※フリーランス新法とは？

個人が事業者（特定受託事業者。いわゆるフリーランス。「シルバーの会員」も該当）として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者（特定業務委託事業者。いわゆる発注者）に対して、給付の内容（いわゆる報酬）その他の事項の明示が義務付けられています。

契約方法の見直しによる現行との変更点

1 会員とセンターの関係（変更）

形式的には発注者と会員との間で契約関係が生じることとなりますが、実務面では現在と基本的に変わりません。センターは、発注者と会員の間に入り様々な調整を行います。依頼された仕事の履行や会員が安心して働くことができる環境の確保等についても、現在と同じようにセンターが責任をもって対応します。

会員の皆さまには、今までどおり安心して就業ください。また就業に関して何かお困りのこと等があれば、遠慮なくセンターにご相談ください。

2 業務仕様書の明示と方法（変更）

これまでどおり発注者とセンターの間で契約を締結することには変わりはありませんが、市役所や企業団体など（事業者）との契約については、法律の要件を満たすために今後は原則として就業前に、就業を予定する会員へ業務内容や報酬の額などを記載した「会員業務仕様書」を書面又は電磁的方法で明示します。

しかしながら、「会員業務仕様書」の明示について、書面の場合では、会員の来所による手渡しや郵送等となり、時間や手間がかかり、会員もセンターもかなり大変なことになると予想しています。

そのためセンターでは、「会員業務仕様書」の内容をスマートフォン等で、会員自らがボタン操作のみで簡単に確認できるシステム「Smile to Smile」の登録を進めています。

スマートフォンやインターネットに接続できる端末をお持ちの方は、なるべく「Smile to Smile」の登録にご理解とご協力をお願いします。

3 報酬の課税（名称変更あるが、現状どおり）

契約の見直し後、配分金は「会員業務委託料」と呼ばれますが、配分金と同様に「雑所得」として扱われます。また、所得金額の計算に際して、「家内労働者等の必要経費の特例」が適用され、必要経費として55万円まで認められることについても現行と変わりません。

4 労働者派遣（現状どおり）

請負・委任契約でなく、労働者派遣契約により就業先へ派遣されている会員について、特に変更はありません。ただし、「Smile to Smile」の利用と改修が進めば、就業条件明示書のやり取りを「Smile to Smile」にてお願いする場合があります。

公益社団法人 丹波篠山市シルバー人材センター

問 合 せ : 電 話 0 7 9 - 5 5 2 - 5 4 3 3